

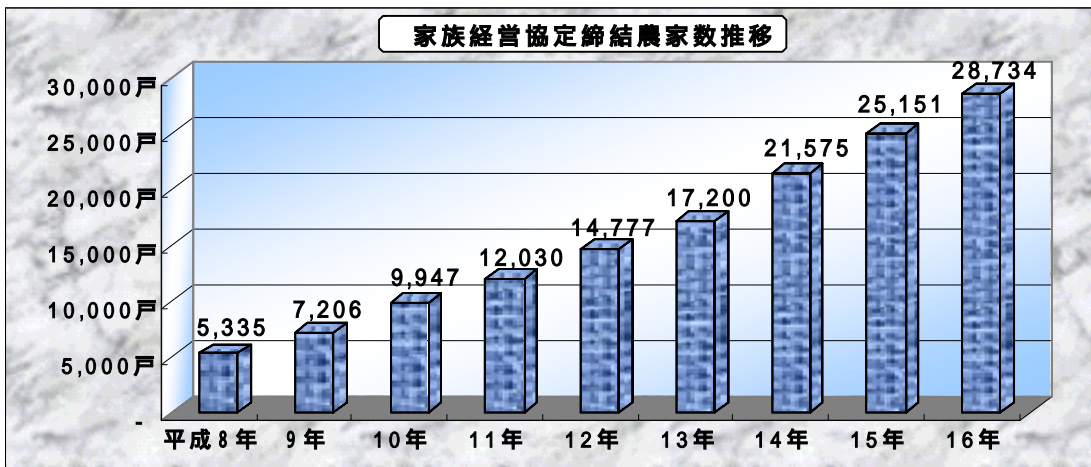
家族経営協定に関する実態調査結果について

平成16年6月 女性・就農課

この調査は、都道府県の協力により、地域改良普及センター等が把握している平成16年3月31日現在における家族経営協定を文書により締結している農家の実態を調査したものである。

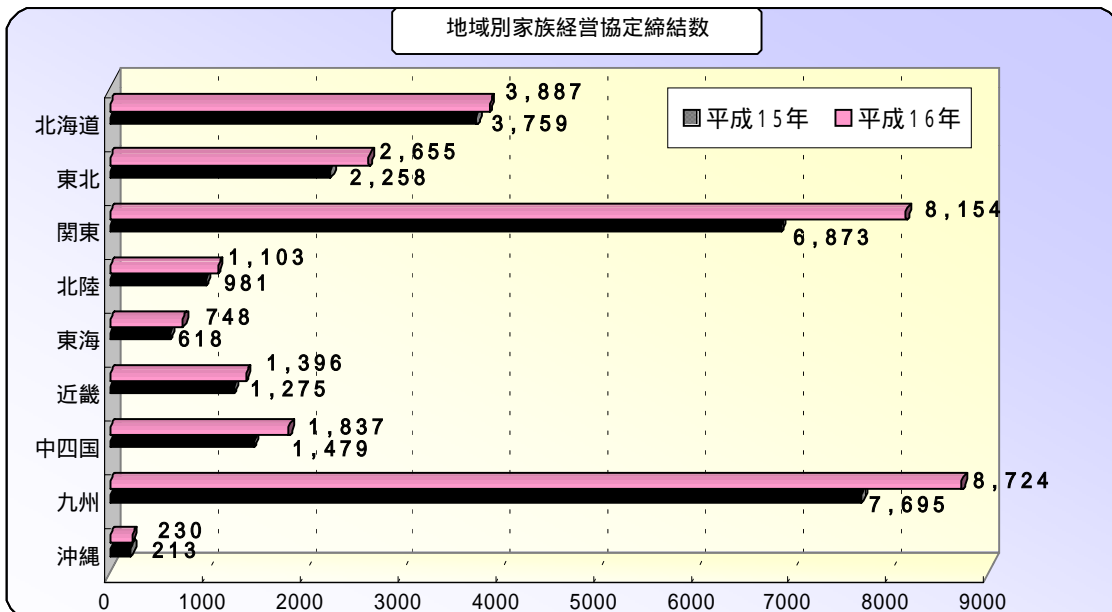
● 家族経営協定締結農家数について

平成16年の家族経営協定締結農家数は全国で28,734戸であり、平成15年に比べ3,583戸(14%)増加した。

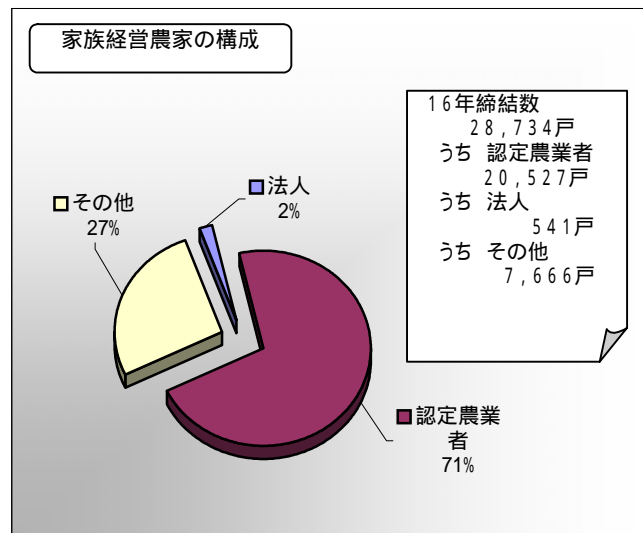


(注) 上記の数値は経営政策課、普及課、女性・就農課調べ(都道府県が地域農業改良普及センター等を通じてとりまとめたものを集計した平成13年までは8月1日現在であり、平成14年以降は3月31日現在(但し、平成14年の一部に8月1日現在の地域がある)となっている。

地域別の対前年の増加数は北海道128戸(3%)、東北397戸(18%)、関東1,281戸(19%)、北陸122戸(12%)、東海130戸(21%)、近畿121戸(9%)、中四国358戸(24%)、九州1029戸(13%)、沖縄17戸(8%)となっている。

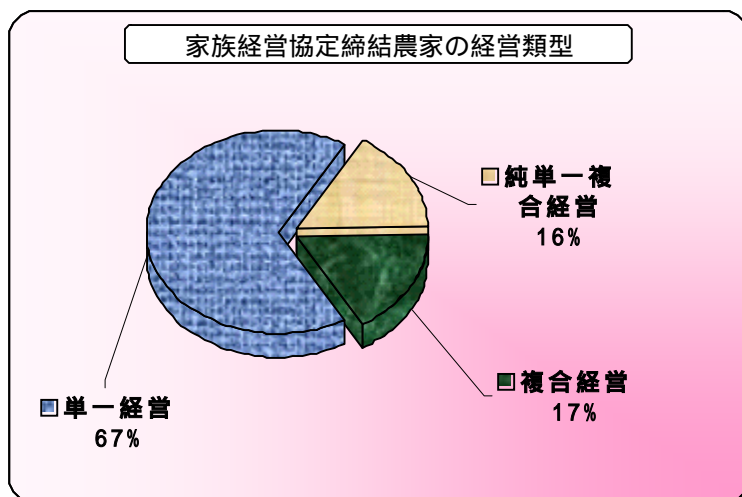


なお、家族経営協定締結農家数の構成としては、認定農業者のいる農家と法人化している農家で全体の73%を占めている。



● 家族経営協定農家の営農類型について

協定締結農家全体(28,734 戸)のうち、単一経営農家が 19,181 戸で全体の67%を占めており、準単一経営農家は 4,678 戸(16%)、複合経営農家が 4,875 戸(17%)となっている。



(注) 経営類型について

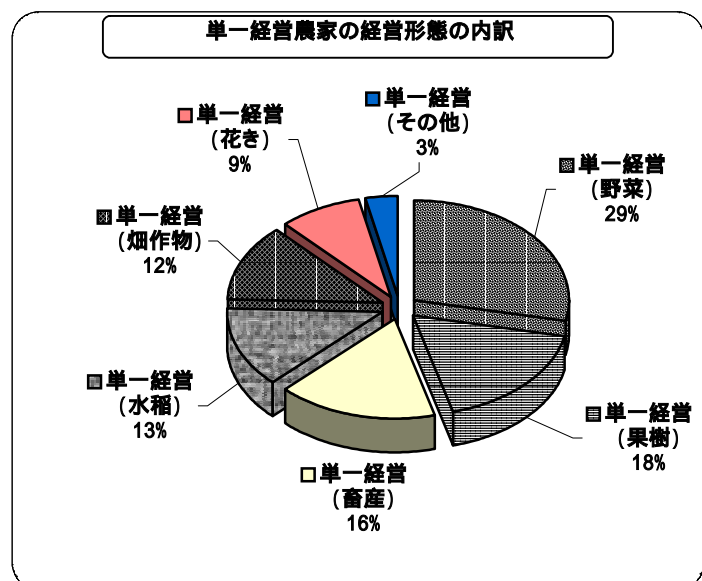
単一経営とは、農産物販売金額の一部門の販売金額が総販売金額の8割以上を占める農家をいう。

準単一複合経営とは、農産物販売金額が総販売金額の6割以下の農家をいう。

複合経営とは、農産物販売金額1位部門の販売金額が総販売金額の6割以下の農家をいう。

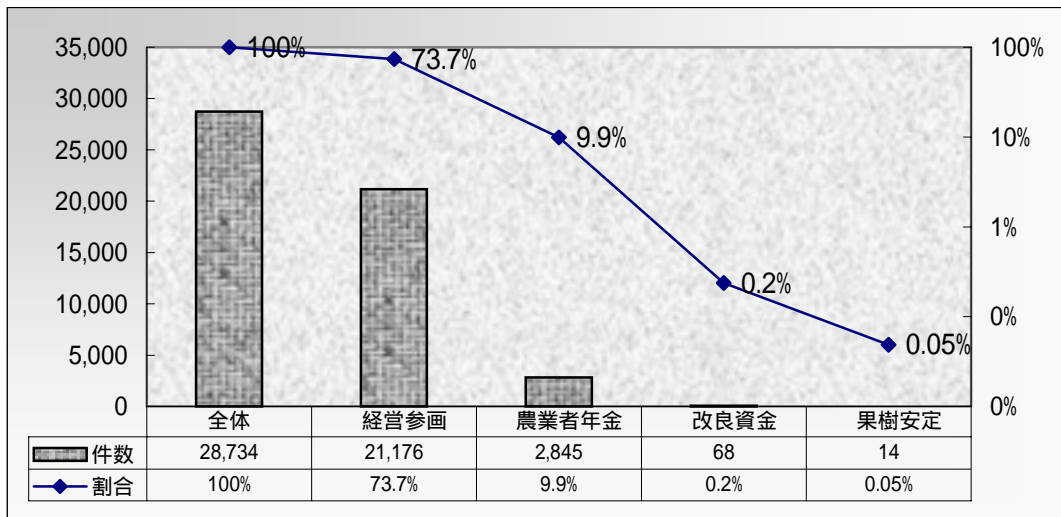
「畑作物」とは、麦類、雑穀、いも類、豆類及び工芸作物等をいう。

家族経営協定締結農家のうち、単一経営農家の品目別の経営形態については、畑作物 2,381 戸(8.3%)、水稻 2,531 戸(8.8%)に比べて、野菜 5,419 戸(18.9)、果樹 3,384 戸(11.8%)、畜産 3,163 戸(11.0%)が比較的多い。



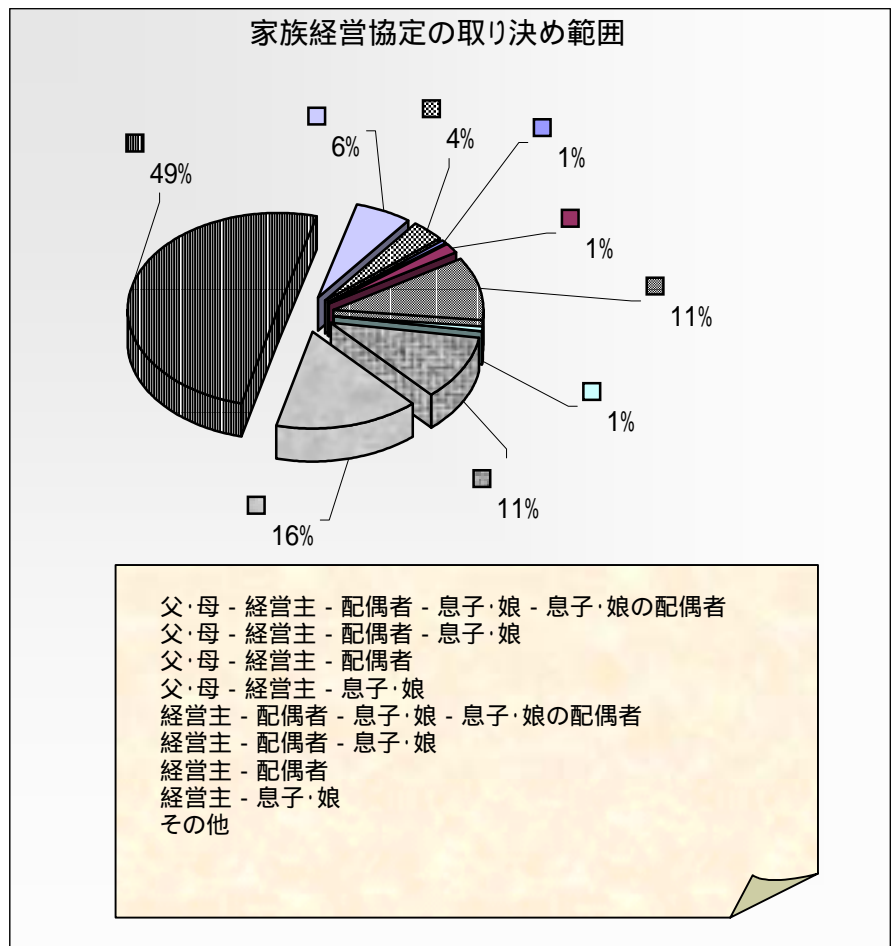
締結農家のうち74%の農家で女性が農業経営の方針決定に参画しており、女性が農業者年金に加入している農家は10%となっている。

なお、女性が農業改良資金（部門経営開始資金）を借入している農家及び女性が果樹安定対策に加入している農家は1%未満と少ない。



● 家族経営協定の取り決め範囲について

家族経営協定の取り決め範囲については、の経営主 - 配偶者間の夫婦による取り決めが49%とほぼ全体の半数を占めている。その次に多いのが、の経営者 - 配偶者 - 息子・娘の親子間の取り決めで16%となっている。また、その他が4%となっているが、そのうち最も多いのは父・母 - 経営主の間での取り決め範囲となっている。



● 家族経営協定の取り決め内容について

取り決め内容について、複数回答で調査したところ、全締結数に占める割合が多かったものは、「労働時間・休日」(86.2%)、「農業経営の方針決定」(84.9%)、「農業面の役割分担(作業分担・簿記記帳等)」(74.9%)、「労働報酬(日給・月給)」(72.5%)となっている。一方、「育児の役割分担」(5.5%)及び「資産の相続」(7.7%)について取り決めていない農家は1割未満となっている。

家族経営協定の取り決め内容

